平成２１年（フ）第２１１１号
横浜市旭区左近山1186－５　左近山団地８－２－703、登録原票記載事項証明書の居住地横浜市保土ケ谷区東川島町19番地13
破産者　林　　茂雄
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３３４号
横浜市神奈川区反町２丁目15番地２　サンテラス反町公園801号
破産者　橋口　一郎
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６７６号
新潟県燕市吉田西太田1752番地の６
破産者　森井　荘六
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８９号
岐阜県加茂郡八百津町八百津3390番地２コーポやおつ203号、開始決定時の住所岐阜県加茂郡八百津町八百津8367番地
破産者　吉田　安之
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第９０号
岐阜県加茂郡八百津町八百津3390番地２コーポやおつ203号、開始決定時の住所岐阜県加茂郡八百津町八百津8367番地
破産者　吉田　圭子
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第７３２１号
大阪府豊中市曽根東町１丁目10番24―406号、前住所兵庫県神戸市東灘区甲南町２丁目５番10―403号
破産者　川本　理恵
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９５号
大阪府富田林市小金台３丁目８番２号　エルハイツ金剛107
破産者　下松谷喜子
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第３４３号
香川県高松市三谷町169番地６、開始決定時の住所香川県高松市上天神町689番地２
破産者　谷本　滋美
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第７１３号
愛媛県松山市竹原２丁目１番53号　エバーグリーン松山２　702号
破産者　岡本　鶴雄
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３９７号
宮崎県東諸県郡国富町大字深年6674番地32
破産者　黒木　豊子
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４２０号
宮崎市大字加江田3287番地
破産者　宮本　陸生
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６６５号
鹿児島県鹿児島市千年１丁目35番10号
破産者　上鶴　哲郎
１　決定年月日　平成22年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第９７号
大阪府八尾市東山本町８丁目６番37―202号、従前の住所奈良県北葛城郡上牧町服部台２丁目３番34号
破産者　真鍋　直樹
１　決定年月日　平成22年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
奈良県宇陀市榛原区萩乃里127番地
破産者　乾　　猛
１　決定年月日　平成22年３月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第６７７号
群馬県前橋市朝倉町２丁目11番地６　ＲＣ－203号、破産手続開始決定時の住所群馬県前橋市山王町１丁目31番地18
破産者　小野里重雄
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第６７８号
群馬県前橋市朝倉町２丁目11番地６　ＲＣ－203号、破産手続開始決定時の住所群馬県前橋市山王町１丁目31番地18
破産者　小野里稲子
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第５２２号
ひかり交通内　名古屋市西区こも原町31番地、破産開始時の住所静岡県浜松市北区細江町中川1795番地の20
破産者　堀内　章吉
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第５２３号
静岡県浜松市中区葵西１丁目４番35号、破産開始時の住所静岡県浜松市北区細江町中川1795番地の20
破産者　堀内由美子
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係